

京都市告示第 24 号

地方自治法施行令第 158 条第 1 項の規定に基づき，次の者を京都市公金収納受託者として，公の施設に係る公金の徴収事務を委託します。

平成 25 年 4 月 1 日

京都市長 門川 大作

京都市公金収納受託者	委託をする徴収事務の内容	委託期間
京都醍醐センター株式会社	京都市醍醐駐車場の施設使用料の徴収	平成 25 年 4 月 1 日から 平成 29 年 3 月 31 日まで
京都市醍醐交流会館コンソーシアム	京都市醍醐交流会館の施設及び付属設備使用料の徴収	同上

(都市計画局都市企画部都市総務課)